

(2) 理事 若干名（理事の中で学会誌編集責任者を互選する）

(3) 監査 1名

2 役員はすべて総会において正会員の互選により選出し、その任期は1年間とする。ただし再任を妨げない。

3 会長および理事は本学会の運営にあたる。

4 監査は本学会の会計監査を行なう。

第9条（総会） 本学会は毎年1回総会を開催する。

2 会長は、その必要を認めるときは、臨時総会を招集することができる。

第10条（会計および監査） 本学会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 監査は毎年本学会の会計監査を行ない、これを総会に報告して承認を受けなければならない。

第11条（会則の改定） 本学会会則の改定は、総会の決定によることとする。

附 則

本会則は、1989年7月7日から実施する。

本会則は、1996年5月10日から改訂実施する。

本会則は、1997年5月9日から改訂実施する。

桃山学院大学人間科学会投稿規定

- 1) 機関誌に投稿できる者は原則として本学会正会員および名誉会員とする。準会員は、指導教員もしくはそれに準ずる者の推薦と本学会役員会の承認があれば、投稿できる。これらの会員以外の投稿については、本学会役員会の審査を経て受理することがある。
- 2) 投稿内容は、論文、翻訳、研究ノート、書誌、資料、会員活動報告、その他とする。
- 3) 原稿は、手書き・ワープロを問わずB5判・横書きを原則とし、用紙の種類・枚数は自由とする。但し、400字詰原稿用紙で50枚以上になる原稿については、編集上の都合で分載にすることもある。
- 4) 論文には必ず500語程度の欧文摘要を添付すること。
- 5) 原稿には所定の投稿表を添付すること。
- 6) 投稿に際しては、締め切り日を厳守して、完成原稿を編集責任者に提出すること。